

番号 6 平成27年度公共事業事後評価調書 担当課名[河川海岸整備課]

事業名	① 総合2級河川整備事業 ② 地域活性化交付金事業	事業主体	静岡県
箇所名	① 浜名湖（三ヶ日、伊佐見、伊目） ② 都田川（伊佐見、領家）	市町村名	浜松市

事業概要

事業期間	当初	平成 9年度～ 平成22年度	事業費	当初	4,597百万円
	実績	平成 9年度～ 平成22年度		実績	3,619百万円

事業量	係船施設の建設 ・ 公共係留施設 4箇所 899隻分
-----	-------------------------------

事業の目的・必要性

昭和60年以降、海洋性レクリエーション志向の高まりにより全国的にプレジャーボートの保有隻数が年々増加し、浜名湖でもプレジャーボートが普及したが、多くが湖岸に不法係留された状態にある。このため、不法係留により発生した流水の阻害、沈廃船の発生、漁船とのトラブルやゴミの放置等の問題を一掃し、秩序ある湖面利用を確保する。  
浜名湖におけるプレジャーボート放置艇・係留対策は、水域の適正な利用と係留保管施設の整備等を基本としている。係留保管施設は、当初は絶対数が少なく、計画的に整備する必要があるため、平成9年度から平成22年度まで段階的に公共の係留施設を整備した。

事業の効果等

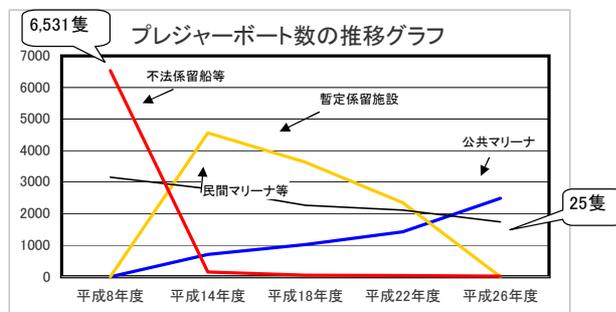
事業効果分析結果	当初	B/C -	総費用 〔 事業費： 億円 維持管理費： 億円 〕	総便益 〔 便益： 億円 便益： 億円 〕	基準年
	事後	B/C 1.65	総費用 58.57億円 〔 事業費： 56.72億円 維持管理費： 1.85億円 〕	総便益 96.68億円 〔 地域環境向上便益： 74.92億円 使用料収入便益： 21.76億円 〕	基準年 H27年

(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化  
前回、費用対効果分析（B/C）をしていないため、比較できない。

(2) 事業効果の発現状況

浜名湖全体の不法係留船は、平成8年度には6,531隻（全体の67%）であったが、公共マリーナの整備により、平成26年度には25隻（全体の0.6%）まで減少し、流水の阻害、船の流出による漁網被害がなくなり、秩序ある湖面利用が確保できた。

水域利用推進調整会議を設置する等、行政と民間の関係者の合意・協力により対策を実施し、本事業により整備した公共マリーナにはほぼ計画の隻数が収用されており、不法係留の対策として効果を発揮している。



	伊目	三ヶ日	領家エボ	伊佐見
現在の収用隻数	249	105	53	381
計画収用隻数	280	130	89	400

## 事業実施による環境の変化

従前はプレジャーボートの多くが湖岸に不法係留された状態であり、流水の阻害、沈廃船の発生、漁船とのトラブル、ゴミの放置等の問題が発生していた。

マリナーの整備に伴い不法係留船がなくなったことにより、上記問題が解消され、浜名湖の景観の向上、漁業被害の改善及び環境汚染の改善が図られた。

## 事業を巡る社会経済情勢等の変化

無断係留されているプレジャーボートの係留適正化を推進し、公共水域等の秩序維持、県民の生活環境保全、海洋性レクリエーションの健全な発展を図ることを目的に、「静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例」が制定され、平成12年1月に施行された。浜名湖においては係留保管施設の絶対数が少なく、係留保管施設の整備が必要であり、本事業等により係留保管施設を整備した結果、不法係留船がほぼなくなり、効果を発揮した。

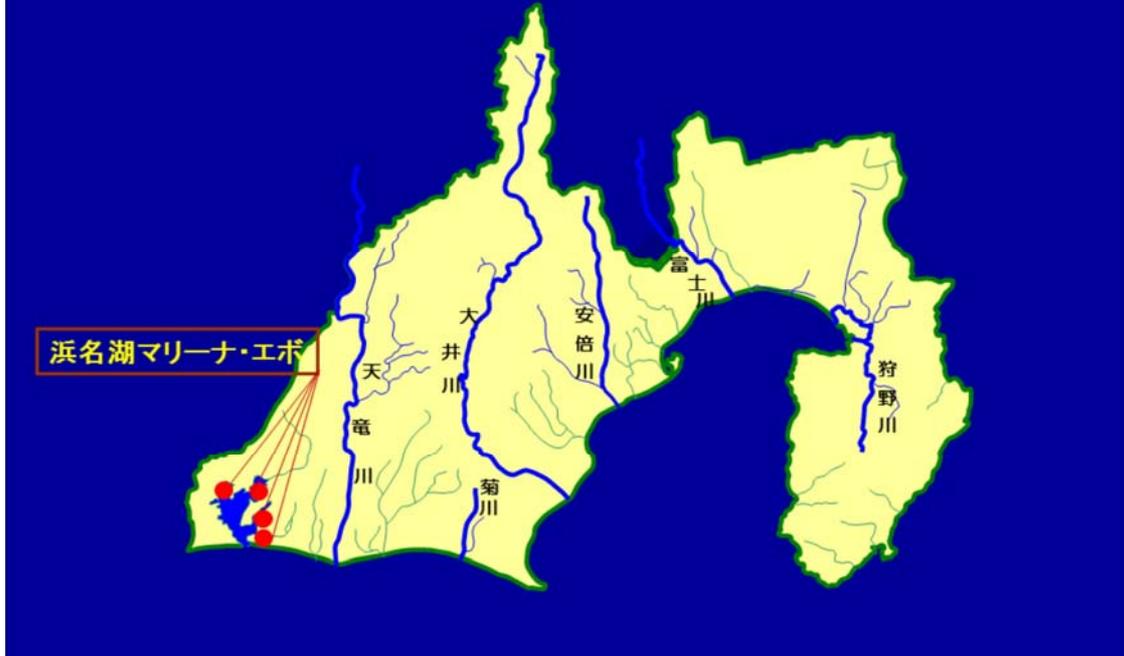
平成25年12月交付の「水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」により放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられるなど、より一層の秩序ある湖面管理が求められており、今後とも、不法係留船を未然に防ぐために公共係留施設を活用していく必要がある。

## 対応方針（案）

1. 事業効果は十分に発現しており、改善措置の必要はない。  
公共マリナーの整備及び活用と関係機関の協力により、不法係留や放置艇がほぼなくなった。
2. 今後の対応
  - ・ 新たな不法係留が発生することの無いよう、海上保安庁や警察などの関係機関との連携を図りながら船艇所有者への指導やパトロールを実施する。
  - ・ 指導に従わない悪質な不法係留者に対しては、河川法の規定に基づく監督処分を行うなど厳正に対応する。
  - ・ 公共係留施設の空きスペースへの新規艇受入を実施し、不法係留船の発生を未然に防止していく。
  - ・ 平成25年12月6日公布（平成26年4月1日施行）の「水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」により放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられたことを受け、区域指定について検討していく。
  - ・ 地域と協働して、浜名湖全体の水辺の維持管理に努める。
3. 同業事業への反映等  
浜名湖においては、港湾等の他の事業者と連携を図り、また、浜名湖水域利用推進調整会議等により関係者の合意・協力を得ながら事業を進めることによって円滑に行うことができた。  
今後の同種事業についても関係者との連携を図り事業を進めていく。

# 位置図

## 事後評価実施箇所位置図

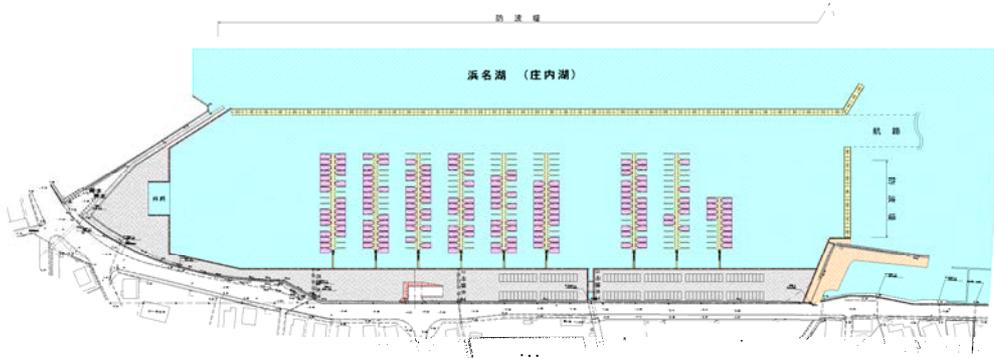


# 位置図



# 伊佐見マリーナ (Yブーム係留)

## 平面図



## 横断図

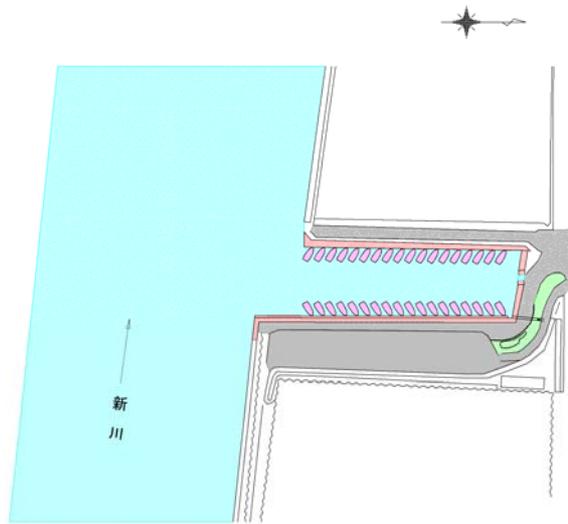


## 航空写真

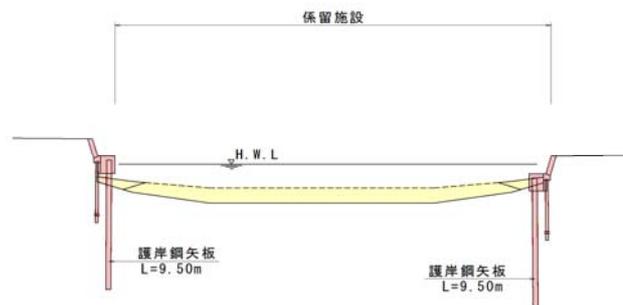


# 領家工ホ (護岸、杭係留)

## 平面図



## 横断図



## 航空写真



# 改修の状況

改修前



改修後



三ヶ日マリーナ



暫定係留



(代表 : 伊佐見マリーナ)



伊目マリーナ



伊佐見マリーナ



領家エボ (代表 : 浜松東②)